

山梨県医療提供体制づくり等交付金交付要綱

(総則)

第1条 山梨県医療提供体制づくり等交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、社団法人山梨県医師会（以下「県医師会」という。）及び社団法人山梨県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）が行う「良質かつ適切な医療を提供する体制の確保、健康増進に関する正しい知識の普及、研究の推進、医療従事者の養成及び資質の向上等のための事業」に対し交付金を交付することにより、県民への良質な医療の提供並びに県民の健康及び衛生の保持を図ることを目的とする。

(交付対象事業)

第3条 この交付金の交付対象事業は、次に掲げる事業（ただし、支部活動に係るものを除く。）とする。

- (1) 医療従事者の育成確保に関する事業
- (2) 医療従事者の資質の向上に関する事業
- (3) 医療技術の研究に関する事業
- (4) 医療情報の提供に関する事業
- (5) 医療相談に関する事業
- (6) 保健指導に関する事業
- (7) 公衆衛生指導に関する事業
- (8) 県及び市町村医療制度の推進に関する事業

(交付対象経費及び交付率)

第4条 この交付金の交付対象経費は、前条に規定する事業の実施に必要な人件費（賃金を含む。）、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料とし、交付率は1/2とする。

(交付申請)

第5条 県医師会の長及び県歯科医師会の長は、交付金の交付を受けようとするときは、交付金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(交付事業の内容又は経費配分の変更)

第6条 県医師会の長及び県歯科医師会の長は、交付事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、承認にかかわらしめるほどのことがないような事業内容の軽微な変更で交付金額の増額を伴わないもの及び交付金の交付の対象となる経費の各事業間においていずれかの低い方の額の20%以内の経費の配分の変更についてはこの限りでない。

(交付事業の中止又は廃止)

第7条 県医師会の長及び県歯科医師会の長は、交付事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 県医師会の長及び県歯科医師会の長は、交付事業が完了したとき又は前条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から一箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに交付事業実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(交付金の支払い)

第9条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、交付金の交付決定後に必要があると認められる場合については、概算払いをすることができるものとする。

2 県医師会の長及び県歯科医師会の長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、交付金概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(交付金の経理等)

第10条 交付金の交付を受けた県医師会の長及び県歯科医師会の長は、交付金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項については、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月5日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 山梨県老人保健事業推進交付金要綱、山梨県乳幼児医療事業推進事業費補助金交付要綱、山梨県医師会学術研究等事業費補助金交付要綱及び山梨県歯科医師会学術研究等事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、これらの要綱に基づき交付された交付金及び補助金については、これらの要綱は、これらの要綱廃止後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代 表 者 氏 名

平成 年度山梨県医療提供体制づくり等交付金交付申請書

このことについて、次により交付金の交付を受けたいので、山梨県医療提供体制づくり等交付金交付要綱第 5 条の規定に基づき申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画書 別紙 1 のとおり
- 3 交付金所要額調書 別紙 2 のとおり
- 4 収支予算書
- 5 その他参考となる書類

別紙 1

平成 年度山梨県医療提供体制づくり等交付金事業計画書

1 平成 年度事業計画の考え方

2 事業計画

- (1) 医療従事者の育成確保に関する事業
- (2) 医療従事者の資質の向上に関する事業
- (3) 医療技術の研究に関する事業
- (4) 医療情報の提供に関する事業
- (5) 医療相談に関する事業
- (6) 保健指導に関する事業
- (7) 公衆衛生指導に関する事業
- (8) 県及び市町村医療制度の推進に関する事業

注) 上記区分に基づき、事業ごとに作成すること。

<資質向上研修の例>

(2) 医療従事者の資質の向上に関する事業

①△△資質向上研修会検討委員会開催事業

開催予定期日	開催予定場所	検 討 内 容	参加見込者数
平成20年5月1日	〇〇会館会議室	××××××××	委員 10人

②△△資質向上研修会開催事業

開催予定期日	開催予定場所	研 修 内 容	参加見込者数
平成20年8月1日	〇〇会館研修室	講 師 〇〇大学教授 △△△△ テ ー マ ××××	医師 120人

別紙 2

2 事業別経費支出予定額調

(単位：円)

(1) 医療従事者の育成確保に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(2) 医療従事者の資質の向上に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(3) 医療技術の研究に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(4) 医療情報の提供に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(5) 医療相談に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(6) 保健指導に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(7) 公衆衛生指導に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(8) 県及び市町村医療制度の推進に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

注) 上記区分に基づき、事業ごとに作成すること。

<資質向上研修の例>

(2) 医療従事者の資質の向上に関する事業

①△△資質向上研修会開催事業

経費の費目	金額	左の積算内訳
報償費	100,000円	講師謝金 50,000円×1人
旅費	13,000円	事例発表者謝金 25,000円×2人
需用費	24,000円	講師旅費 10,000円×1人
使用料及び賃借料	50,000円	事例発表者旅費 1,500円×2人
		資料印刷代 200円×120部
		〇〇会館借上料 50,000円×1室
計	187,000円	

様式第2号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代 表 者 氏 名

平成 年度山梨県医療提供体制づくり等交付金に係る
事業内容（経費配分）変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった平成 年度山梨県医療提供体制づくり等交付金に係る事業内容（経費配分）を次のとおり変更したいので、山梨県医療提供体制づくり等交付金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

様式第3号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代 表 者 氏 名

平成 年度山梨県医療提供体制づくり等交付金
に係る事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった平成 年度山梨県医療提供体制づくり等交付金に係る事業を次の理由により中止（廃止）したいので、山梨県医療提供体制づくり等交付金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第4号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代 表 者 氏 名

平成 年度山梨県医療提供体制づくり等交付金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった平成 年度山梨県医療提供体制づくり等交付金に係る事業を完了（廃止）したので、山梨県医療提供体制づくり等交付金交付要綱第8条の規定に基づき報告します。

- 1 事業実績報告書 別紙1のとおり
- 2 交付金精算書 別紙2のとおり
- 3 収支決算（見込）書
- 4 その他参考となる書類

別紙 1

平成 年度山梨県医療提供体制づくり等交付金事業実績報告書

- (1) 医療従事者の育成確保に関する事業
- (2) 医療従事者の資質の向上に関する事業
- (3) 医療技術の研究に関する事業
- (4) 医療情報の提供に関する事業
- (5) 医療相談に関する事業
- (6) 保健指導に関する事業
- (7) 公衆衛生指導に関する事業
- (8) 県及び市町村医療制度の推進に関する事業

注) 上記区分に基づき、事業ごとに作成すること。

<資質向上研修の例>

(2) 医療従事者の資質の向上に関する事業

①△△資質向上研修会検討委員会の開催

開催期日	開催場所	検討内容	参加者数
平成20年5月1日	〇〇会館会議室	××××××××	委員 8人

②△△資質向上研修会の開催

開催期日	開催場所	研修内容	参加者数
平成20年8月1日	〇〇会館研修室	講師 〇〇大学教授 △△△△ テーマ ××××	医師 115人

2 事業別経費支出額調

(単位：円)

(1) 医療従事者の育成確保に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(2) 医療従事者の資質の向上に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(3) 医療技術の研究に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(4) 医療情報の提供に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(5) 医療相談に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(6) 保健指導に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(7) 公衆衛生指導に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

(8) 県及び市町村医療制度の推進に関する事業

経費の費目	金額	左の積算内訳

注) 上記区分に基づき、事業ごとに作成すること。

<資質向上研修の例>

(2) 医療従事者の資質の向上に関する事業

①△△資質向上研修会開催事業

経費の費目	金額	左の積算内訳
報償費	100,000円	講師謝金 50,000円×1人 事例発表者謝金 25,000円×2人
旅費	13,000円	講師旅費 10,000円×1人 事例発表者旅費 1,500円×2人
需用費	24,000円	資料印刷代 200円×120部
使用料及び賃借料	50,000円	〇〇会館借上料 50,000円×1室
計	187,000円	

山梨県知事 殿

団 体 名
代 表 者 氏 名

平成 年度山梨県医療提供体制づくり等交付金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった平成 年度山梨県医療提供体制づくり等交付金について、次のとおり概算払いを受けたいので、山梨県医療提供体制づくり等交付金交付要綱第9条第2項の規定により請求します。

1 概算払請求額 (単位：円)

交付決定額 ①	既概算払額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算払 請 求 額	備 考

2 概算払の理由

3 支払先

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義	